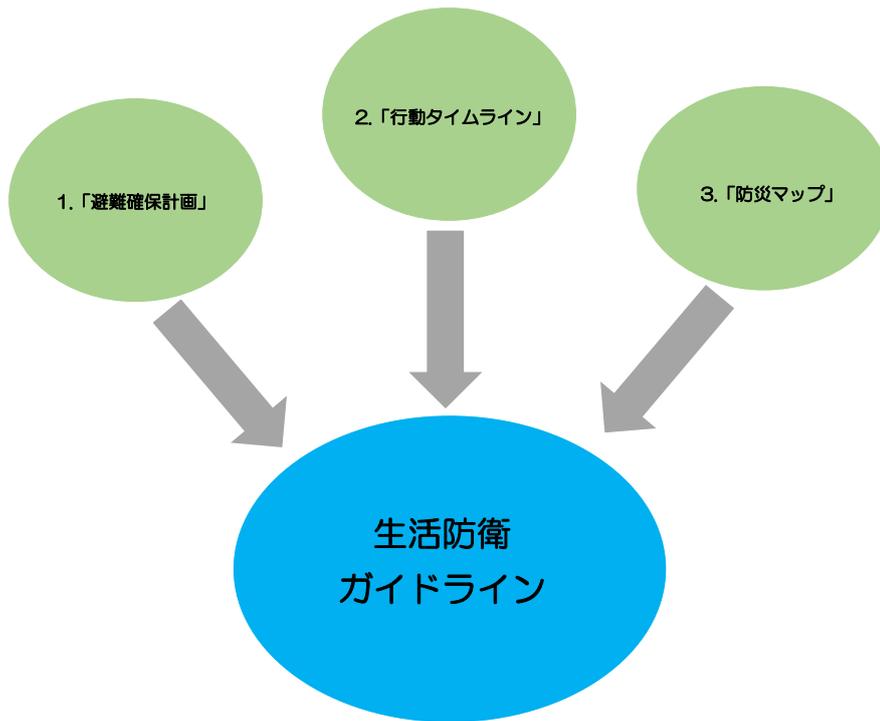


多様な情報を一つにまとめ
 迷いなき行動をみんなが取れる
 その手助けとなるものが
 「生活防衛ガイドライン」です。



1. 「避難確保計画」とは？

水害や土砂災害といった自然災害に備えて、①「防災体制の構築」、②「確実な避難誘導」、③「災害に強い施設設備」及び④「防災教育/訓練の実施」などをとりまとめ、災害時に円滑かつ迅速に避難することを目的とした計画です。

(水防法第15条2項で要配慮者施設の所有者または管理者は避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務化されています。)

2. 「行動タイムライン」とは？

市町村や国の機関（気象庁、国土交通省及び内閣府等）が発令する警報と、弊社の分析結果を踏まえた災害発生前～災害時～復旧時までの行動指針です。

3. 「防災マップ」とは？

市町村のハザードマップの情報はもちろん、対象の施設から安全なルートで避難できる避難経路も追加された、各施設ごとに最適化されたオリジナルハザードマップです。

生活防衛ガイドラインとは？

「避難確保計画」、「行動タイムライン」、「防災マップ」の情報を一つにまとめ、施設と利用者の被害を最小限に抑えることを目的としたガイドラインです。